

(参考) 衆議院議院運営委員会理事会における合意

血  
縁

理事会合意メモ (H11.8.6)

質問主意書制度は、議会の国政に関する調査・監督権能の一つとして、議員に与えられた質問権の一形態であり、極めて重要な制度である。他方、議員には、委員会、本会議等における質疑、資料要求等の制度が認められており、質問主意書の取り扱いについては、議会制度の本質を十分に踏まえた上で、その本旨に則り適切に行う必要がある。

今後、資料要求など協議の必要のあるものは、担当理事間で協議し、さらに必要のあるものは、議運理事会で協議する。

質問主意書の提出は、会期終了日の前日までとする。

質問主意書の取扱いについて ~~採決~~

(18.6.15)  
衆議運理事会

1. 答弁書提出後、内容において変更が生じた場合の内閣の対応について (中間報告)

質問主意書に対し内閣が提出する答弁書は、下記2のとおり、閣議を越える重要なものである。その内容に重大な変更が生じた場合には、内閣は、本院に対し変更の内容について適切に説明すべきである。

なお、内閣が対応すべき期間及び手続等については、今回、合意を得るに至らなかった。引き続き協議を継続するものとする。

2. 質問主意書全体のあり方について

質問主意書の制度は、議会の国政に関する調査・監督権能の一つとして、議員に与えられた質問権の一形態であり、その答弁が閣議決定を基に非常に重要なものである。

一方、国会法上、簡明な主意書により、閣議決定も含め7日以内に答弁すべきと規定されており、簡明かつ短時間で処理することが想定されている制度である。

以上の点を踏まえ、提出者、議院運営委員会理事会、内閣がそれぞれの立場で、答弁の質を確保しつつ、より円滑な制度の運用に努めるものとする。

また、会期末は会期終了日前日までに提出すべきものとされているが、議員の承認のために必要な手続に要する時間を考慮し、2日前日までに提出すべきものとする。

(注) 次期国会から適用。 ←